

答申第 512 号～第 517 号

平成 20 年 10 月 10 日

神奈川県教育委員会

委員長 平 出 彦 仁 殿

神奈川県情報公開審査会

会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 20 年 1 月 17 日付けで諮問された特定の県立高校に係る文書
存否応答拒否の件（諮問第 5 6 2 号）並びに平成 19 年 12 月 18 日
付けで諮問された特定の県立高校に係る文書不存在の件（諮問第 4
4 0 号）、平成 20 年 1 月 17 日付けで諮問された特定の県立高校
に係る文書不存在の件（諮問第 5 5 9 号及び諮問第 5 6 1 号）及び
1 月 21 日付けで諮問された特定の県立高校に係る文書不存在の件
（諮問第 5 6 7 号及び諮問第 5 6 8 号）について、次のとおり答申
します。

1 審査会の結論

- (1) 実施機関が、別表1の対象文書欄に記載の行政文書は、その存否を答えるだけで、非公開情報を公開することとなるとして、公開を拒んだことは、妥当である。
- (2) 実施機関が、別表2の対象文書欄に記載の行政文書は存在しないとして、公開を拒んだことは、妥当である。

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、別表1の決定年月日欄に記載の各日付けで、同表の対象文書欄に記載の各行政文書（以下「本件存否応答拒否文書」という。）について公開を拒んだ（存否応答拒否）処分（以下「本件存否応答拒否処分」という。）及び別表2の決定年月日欄に記載の各日付けで、同表の対象文書欄に記載の各行政文書（以下「本件不存在文書」という。）は存在しないとして、公開を拒んだ処分（以下「本件不存在処分」という。）の取消しを求める、というものである。

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 本件存否応答拒否処分について

(ア) 不服申立人は諮問第562号の各事案について告発者であり、被害者でもある。告発者として知る権利及び被害者の救済という視点から本件存否応答拒否処分の取消しを求める。

(イ) 本件存否応答拒否処分後に作成したものでもよいので、公開を求める。

イ 本件不存在処分について

(ア) 各諮問案件に係る特定の状況等（以下「本件状況等」という。）は、職員の懲戒又は分限に係る重要な事故であり、明文化された行政文書が作成されなければならない。

(イ) 本件不存在文書が存在しないことは不合理である。文書を存在させないという行為自体が不正、隠ぺい行為であり、職務の不履行である。

(ウ) 本件不存在処分後に作成したものでもよいので、公開を求める。

3 実施機関（教育局教職員課）の説明要旨

実施機関は、別表 1 及び 2 の非公開理由欄に記載の理由により、存否応答拒否又は文書不存在による公開拒否決定を行った。

4 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本答申に係る別表 1 及び 2 に記載の 6 件の諮問案件について、本件存否応答拒否文書及び本件不存在文書の内容、本件存否応答拒否処分及び本件不存在処分の内容並びに不服申立ての理由等の類似性を踏まえ、併合して調査審議した。

(2) 本件存否応答拒否文書について

ア 本件存否応答拒否文書について

本件存否応答拒否文書は、もし仮に存在するとすれば、いずれも特定の個人（以下「本件個人」という。）が行った特定の高校（以下「本件高校」という。）に関する特定の内部告発（以下「本件内部告発」という。）について、教育委員会が本件高校の校長（以下「本件校長」という。）等に指導等を行った文書若しくは調査を行った事情の分かる文書又は不服申立人が主張する判断をした理由が記載された文書である。

イ 本件存否応答拒否文書は多岐にわたるが、本件存否応答拒否処分に係る不服申立人の主張は、不服申立人は諮問第 5 6 2 号の各事案について告発者であり、被害者でもあり、告発者として知る権利及び被害者の救済という視点から本件存否応答拒否処分の取消しを求めるという点で共通している。

一方、実施機関は、別表 1 の非公開理由欄に記載の理由により、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 8 条の規定により本件存否応答拒否文書に係る公開請求（以下「本件存否応答拒否請求」という。）を拒んだと説明している。

ウ 条例第 5 条第 1 号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

(ア) 条例第5条第1号本文該当性について

a 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることができると規定している。

したがって、同号本文は、明白にプライバシーと思われる個人に関する情報はもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

b 本件個人が本件内部告発を行ったか否かに関する情報（以下「本件告発者情報」という。）は特定の個人が識別され得る情報であることから、同号本文に該当すると判断する。

(イ) 条例第5条第1号ただし書該当性について

a 条例第5条第1号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは、公開するとされている。

b 本件告発者情報は、「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」又は「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」とは認められないので、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

エ 条例第8条該当性について

(ア) 条例第8条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒むことができる」と規定している。

(イ) 本件存否応答拒否請求は、本件個人が行った内部告発を前提にした公開請求であるため、本件存否応答拒否文書が存在しているか否かを答えるだけで、本件個人が本件内部告発を行ったか否かが明らかとなり、条例第5条第1号に規定する非公開情報を公開することとなると解される。

したがって、本件存否応答拒否文書は、条例第8条に該当すると判断する。

(3) 本件不存在文書の存否について

ア 本件不存在文書は、大別して以下の(ア)～(オ)により構成される。

(ア) 諮問第440号、第559号、第561号、第567号及び第568号に係る特定の状況について教育委員会が本件校長等に指示、指導又は処分を行ったことが分かる文書

(イ) 諮問第559号及び第568号に係る特定の状況について本件校長等が教育委員会へ提出した特定の文書等

(ウ) 諮問第559号に係る特定の状況について事情の分かる書面又はテープ

(エ) 諮問第440号に係る特定の状況について教育委員会が行った調査結果文書

(オ) 諮問第559号に係る特定の行政文書について記者発表の日、提訴の日が予定されていることを示す文書

イ 本件不存在文書は多岐にわたるが、本件不存在処分に係る不服申立人の主張は、本件状況等は職員の懲戒又は分限に係る重要な事故であり、明文化された行政文書が作成されなければならないという点又は本件不存在文書が存在しないことは不合理であるという点で共通している。

一方、実施機関は、別表2の非公開理由欄に記載の理由により、本件不存在文書は存在しないと説明している。

ウ 上記ア(ア)の行政文書について

何らかの特定の状況について事実を確認した場合、指示、指導又は処分を行うか否かは、教育委員会が判断するものであると考える。

当審査会が確認したところ、教育委員会は公開請求時点において本件状況等について文書による指示、指導又は処分を行っておらず、上記ア

(ア) の行政文書を作成していないとの実施機関の説明は納得できる。

エ 上記ア (イ) の行政文書について

当審査会が確認したところ、教育委員会は公開請求時点において本件校長等から上記ア (イ) の行政文書の提出を受けておらず、上記ア (イ) の行政文書が存在しないとの実施機関の説明は納得できる。

オ 上記ア (ウ) の行政文書について

当審査会が確認したところ、教育委員会は本件校長から上記ア (ウ) の行政文書の提出を受けておらず、また、作成していない。

諮問第559号に係る特定の状況については、公開請求時点において調査中であり、結論が出ていない事情を明らかにする文書を作成するかについては、教育委員会が判断するものであると考えられることから、上記ア (ウ) の行政文書が存在しないとの実施機関の説明は納得できる。

カ 上記ア (エ) 及び (オ) の行政文書について

実施機関は、上記ア (エ) 及び (オ) の行政文書は別表2の非公開理由欄に記載の理由により存在しないと説明しており、この説明に反する特段の事情は認められないことから、上記ア (エ) 及び (オ) の行政文書は存在しないとの実施機関の説明は納得できる。

(4) その他

ア 不服申立人は、諮問第562号の各事案について告発者であり、被害者でもあり、告発者として知る権利及び被害者の救済という視点から本件存否応答拒否処分の取消しを求めると主張しているが、条例の定める情報公開制度は、何人に対しても、請求の目的のいかんを問わず公開請求を認める制度であるから、公開、非公開の判断に当たっては、公開請求者が誰であるかは、考慮されないものであるため、前記2(2)ア(ア)の不服申立人の主張は採ることができない。

イ 不服申立人は、本件不存在処分後に作成したのもよいので公開を求める旨主張している。しかし、情報公開制度の趣旨にかんがみると、行政文書が存在するか否かは公開請求された時点で判断すべきであり、また、本件不存在文書については、公開請求された時点で対象文書が存在しなかったことに関して不合理な点は見当たらないことから、前記2(2)イ

(ウ) の不服申立人の主張は採ることができない。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表 1

諮問番号	件名	請求年月日	対象文書（概要）	決定年月日	非公開理由	不服申立て年月日 （異議申立書記載年月日）
562	特定の県立高校に係る文書存否応答拒否の件（その1）	平成19年10月17日	特定日付の特定人の内部告発の件につき、「本件は事故に当たらない」と教職員課が判断をした理由のわかる文書及び校長にその旨指示をしたことが分かる書面	平成19年11月21日	公開請求に対し、公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなることを考える。したがって、条例第8条の規定により、当該公開請求を拒むこととした。	平成19年11月28日
		平成19年11月5日	特定日付で特定職員が行った告発行為に係る件につき、教職員課が校長に行った一切の指示及び指導記録もしくはテープ	平成19年11月19日	公開請求に対し、公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなることを考える。したがって、条例第8条の規定により、当該公開請求を拒むこととした。	平成19年11月28日
		平成19年11月5日	特定高校の校長が特定日付の特定職員の告発を受け、その取扱いについて重大な個人情報保護条例違反及び校長等における告発人への恫喝行為が繰り返されたことに対する教育委員会として校長等に行った指導内容及びその記録	平成19年11月20日	公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなることを考える。したがって、条例第8条の規定により、当該公開請求を拒むこととした。	平成19年11月28日
		平成19年11月6日	特定日付の特定人の内部告発の件につき、「本件は事故に当たらない」と教職員課が判断をした理由のわかる文書及び校長にその旨指示をしたことが分かる書面並びに調査を行った事情の分かる書面もしくはテープ	平成19年11月20日	公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなることを考える。したがって、条例第8条の規定により、当該公開請求を拒むこととした。	平成19年11月28日

別表 2

諮問番号	件名	請求年月日	対象文書（概要）	決定年月日	非公開理由	不服申立て年月日 （異議申立書記載年月日）
440	特定の県立高校に係る文書不存在の件（その41）	平成19年10月17日	特定高校の校長が2代にわたり、陶芸窯を使用して作成された血類を不正に取得し、また、第三者の個人使用を認めた件に関して、教育委員会が両校長に指導をした記録及び処分をした記録が分かる書面及びテープ等	平成19年10月31日	教育委員会としては、請求者からの要求に応じ、公開請求で求められている件及びその関係について事実の確認を行い、必要に応じ指導を行うこととしている。しかし、本件については、現在調査中であり、校長から口頭により事情を聞いたことはあるが、文書による指導あるいは処分は行っておらず、文書等は存在しない。したがって、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年11月13日
		平成19年10月17日	特定高校の一教員がPTAに対して絵を15,000円で販売をし、他の職員にも購入を求めた件に関して、教育委員会が同職員及び校長に指導及び処分を行った記録	平成19年10月31日	教育委員会としては、請求者からの要求に応じ、公開請求で求められている件及びその関係について事実の確認を行い、必要に応じ指導を行うこととしている。しかし、本件については、関連事項を含めて現在調査中であり、校長から口頭により事情を聞いたことはあるが、事故報告書は提出されておらず、文書による指導あるいは処分は行っていないため、文書は存在しない。したがって、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年11月13日
		平成19年10月17日	特定高校の一職員が個展等の開催につき所得を得た件につき、教育委員会が同職員に行った指導及び処分の記録。また、個展開催を許可した校長に対して行った指導及び処分の記録	平成19年10月31日	教育委員会としては、請求者からの要求に応じ、公開請求で求められている件及びその関係について事実の確認を行い、必要に応じ指導を行うこととしている。しかし、本件については、関連事項を含めて現在調査中であり、校長から口頭により事情を聞いたことはあるが、文書による指導あるいは処分は行っていないため、文書は存在しない。したがって、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年11月13日
		平成19年10月18日	特定日付公文書をもって特定高校の校長及び副校長が告発の件につき他校の職員に対して何ら事情を聞いていないにもかかわらず、「校長の回答」という趣旨で、特定日付文書をもって事実でないことを特定人あて送付した件について、教育委員会が校長及び副校長に公文書の発送及び事情調査を命じたことが明らかになった書面並びに指示・指導した記録を明確にした文書	平成19年10月31日	教育委員会としては、請求者からの要求に応じ、公開請求で求められている件及びその関係について事実の確認を行い、必要に応じ指導を行うこととしている。しかし、本件については、教育委員会は文書の発送について、校長に何ら指示をしていないため、文書は存在しない。したがって、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年11月13日

440	特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その41)	平成19年10月18日	特定の内部告発の件につき、告発者の意思の確認もなく、告発者の氏名を被告発者に告げた校長及び副校長並びに特定教諭に対して教職員課が指導及び処分をした文書	平成19年10月31日	教育委員会としては、請求者からの要求に応じ、公開請求で求められている件及びその関係について事実の確認を行い、必要に応じ指導を行うこととしている。しかし、本件については、現在調査中であり、校長から口頭により事情を聴いたことはあるが、文書による指導あるいは処分は行っておらず、文書等は存在しない。したがって、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年11月13日
		平成19年10月18日	校長が特定人に対し「校長の指示に従わないと守れない」という2日間4度にわたる恫喝発言及び副校長の「こんな告発をいつまでもやっている」と働きづらくなる」という恫喝発言に対して、教職員課が指導あるいは処分をした記録もしくは文書	平成19年10月31日	教育委員会としては、請求者からの要求に応じ、公開請求で求められている件及びその関係について事実の確認を行い、必要に応じ指導を行うこととしている。しかし、本件については、現在調査中であり、校長から口頭により事情を聴いたことはあるが、文書による指導あるいは処分は行っておらず、文書等は存在しない。したがって、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年11月13日
		平成19年10月18日	特定の告発のうち、他校の職員が特定高校の陶芸窯を個人的目的で使用した件及び特定教諭が勤務時間中、抜け出せばパチンコ等をしていたのではないかとという件につき、教育委員会が直接行った調査結果を示す文書	平成19年10月31日	教育委員会としては、請求者からの要求に応じ、公開請求で求められている件及びその関係について事実の確認を行い、必要に応じ指導を行うこととしている。しかし、本件については、関連事項を含めて現在調査中であり、事実確認ができていないため、文書は存在しない。したがって、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年11月13日
		平成19年10月18日	特定日付け公文書をもって校長から特定人が教育委員会に対して行った告発及び人権保護に関する件につき文書を作成し、発送するよう指示した事情を明確にした書面及びこのような文書を校長名で出すよう指示をしたことが明確になった書面	平成19年10月31日	教育委員会としては、請求者からの要求に応じ、公開請求で求められている件及びその関係について事実の確認を行い、必要に応じ指導を行うこととしている。しかし、教育委員会は文書の発送について、校長に何ら指示をしていないため、文書は存在しない。したがって、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年11月13日
		平成19年10月18日	特定日付け公文書と別の特定日付け公文書の内容につき不整合の部分があることについて、教育委員会としてどのような指示で不整合の公文書の発送を命じられたのか、その指示内容が明確となった文書	平成19年10月31日	教育委員会としては、請求者からの要求に応じ、公開請求で求められている件及びその関係について事実の確認を行い、必要に応じ指導を行うこととしている。しかし、教育委員会は文書の発送について、校長に何ら指示をしていないため、文書は存在しない。したがって、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年11月13日
		平成19年10月18日	特定日付け公文書をもって教育委員会が意思表示された部分につき、詳細の内容を教育委員会として明確にした書面。また校長名で公文書を発送されたことを指示したことが明らかになっている書面	平成19年10月31日	教育委員会としては、請求者からの要求に応じ、公開請求で求められている件及びその関係について事実の確認を行い、必要に応じ指導を行うこととしている。しかし、教育委員会は文書の発送について、校長に何ら指示をしていないため、文書は存在しない。したがって、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年11月13日
559	特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その159)	平成19年11月2日	教育委員会が校長に対して夏休み、冬休み、春休みについては、朝の打ち合わせ事務を行わなくてよい旨、指示あるいは指導した書面	平成19年11月19日	教育委員会としては、請求者からの要求に応じ、公開請求で求められている件及びその関係について事実の確認を行い、必要に応じ指導を行うこととしている。しかし、教育委員会は当該案件について校長に何ら指示あるいは指導を行っていないため、文書は存在しない。したがって、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年11月22日
		平成19年11月4日	特定年度において、特定高校の校長が特定教諭に対して「県があなたのことを不適格だといっている」旨を発言をしておりますが、そのように校長に指示を与えたことが明確になった書面	平成19年11月19日	教育委員会としては、請求者からの要求に応じ、公開請求で求められている件及びその関係について事実の確認を行い、必要に応じ指導を行うこととしている。しかし、本件については、教育委員会は当該発言について、校長に何ら指示はしていないため、文書は存在しない。したがって、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年11月22日

559	特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その159)	平成19年11月2日	特定高校の校長名で特定日付けをもって発せられた公文書に係る記者発表の日、提訴の日が予定として示されている書面	平成19年11月19日	教育委員会としては、請求者からの要求に応じ、公開請求で求められている件及びその関係について事実の確認を行い、必要に応じ指導を行うこととしている。しかし、本件については、当該公文書について、記者発表及び提訴は予定していないため、文書は存在しない。したがって、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年11月22日
		平成19年11月5日	特定日付けの公文書の特定部分について、教職員課に校長が提出した文書。事実と全く違い、いまさらになってこのような隠蔽の公文書を作成させたことの明確になった文書	平成19年11月19日	教育委員会としては、請求者からの要求に応じ、公開請求で求められている件及びその関係について事実の確認を行い、必要に応じ指導を行うこととしている。しかし、本件については、現在調査中であり、校長から口頭により事情を聞いたことはあるが、文書による指示、指導あるいは処分は行っておらず、文書等は存在しない。したがって、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年11月22日
		平成19年11月6日	特定高校の教員がPTAに対して絵を15,000円で販売をし、他の職員にも購入を求めた件に関して教育委員会が校長等に指導及び処分を行った記録並びに校長の提出した本件に係る事故報告書もしくはテープ	平成19年11月19日	教育委員会としては、請求者からの要求に応じ、公開請求で求められている件及びその関係について事実の確認を行い、必要に応じ指導を行うこととしている。しかし、本件については、関連事項を含めて現在調査中であり、校長から口頭により事情を聞いたことはあるが、事故報告書は提出されておらず、文書による指導あるいは処分は行っていないため、文書は存在しない。したがって、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年11月22日
		平成19年11月6日	特定高校の職員が個展等の開催につき、所得を得た件につき、教育委員会が同職員に行った指導及び処分の記録。また、個展開催を許可した校長に対して行った指導及び処分の記録。また、校長の提出した個展開催の許可書もしくはテープ。	平成19年11月19日	教育委員会としては、請求者からの要求に応じ、公開請求で求められている件及びその関係について事実の確認を行い、必要に応じ指導を行うこととしている。しかし、本件については、関連事項を含めて現在調査中であり、校長から口頭により事情を聞いたことはあるが、文書による指導あるいは処分は行っていないため、文書は存在しない。したがって、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年11月22日
		平成19年11月6日	特定高校の校長が2代にわたり、校内の陶芸窯を使用して作成した皿類を不正に取得し、また、第三者の個人使用を認めた件に関して教育委員会が両校長に指導をした記録及び処分をした記録が分かる書面。また、電気代使用料の返納をさせない事情の分かる書面もしくはテープ。	平成19年11月19日	教育委員会としては、請求者からの要求に応じ、公開請求で求められている件及びその関係について事実の確認を行い、必要に応じ指導を行うこととしている。しかし、本件については、現在調査中であり、校長から口頭により事情を聞いたことはあるが、文書による指導あるいは処分は行っておらず、文書等は存在しない。したがって、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年11月22日
		平成19年11月6日	特定高校が実際には主催をした吹奏楽部の県立体育センターで行われた記念演奏会につき、条例違反があったと思われる。関係者に対して指導及び処分を行ったことが明確になった書面	平成19年11月19日	教育委員会としては、請求者からの要求に応じ、公開請求で求められている件及びその関係について事実の確認を行い、必要に応じ指導を行うこととしている。しかし、本件については、現在調査中であり、校長から口頭により事情を聞いたことはあるが、文書による指導あるいは処分は行っておらず、文書等は存在しない。したがって、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年11月22日
		平成19年11月8日	特定高校での内部告発に係る件で、被告発人の校長に対する弁や家族の弁について当事者に承諾を得ず、かつ、辞表の請求行為まで告発人等に口外した個人情報保護条例違反につき、教育委員会が校長等に指導あるいは処分した内容の分かる書面	平成19年11月19日	教育委員会としては、請求者からの要求に応じ、公開請求で求められている件及びその関係について事実の確認を行い、必要に応じ指導を行うこととしている。しかし、本件については、現在調査中であり、校長から口頭により事情を聞いたことはあるが、文書による指導あるいは処分は行っておらず、文書等は存在しない。したがって、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年11月22日

559	特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その159)	平成19年11月9日	特定日付けの特定高校の校長発の公文書には、私文書の混入があり、明確な地方公務員法違反である。教育委員会が校長に指示もしくは指導もしくは処分を行った内容の分かる書面もしくは事情の分かる書面	平成19年11月19日	教育委員会としては、請求者からの要求に応じ、公開請求で求められている件及びその関係について事実の確認を行い、必要に応じ指導を行うこととしている。しかし、本件については、現在調査中であり、校長から口頭により事情を聴いたことはあるが、文書による指導あるいは処分は行っておらず、文書等は存在しない。したがって、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年11月22日
		平成19年11月9日	特定高校において、管理職及び事務職員を対象とした誕生会なるものを勤務時間中に事務室において継続して行っていたことに対する教育委員会が指導、処分をしたことが明確になった書面	平成19年11月19日	教育委員会としては、請求者からの要求に応じ、公開請求で求められている件及びその関係について事実の確認を行い、必要に応じ指導を行うこととしている。しかし、本件については、現在調査中であり、校長から口頭により事情を聴いたことはあるが、文書による指導あるいは処分は行っておらず、文書等は存在しない。したがって、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年11月22日
561	特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その161)	平成19年11月9日	特定日付の公文書の特定部分について教育委員会が校長等に対して指導あるいは処分を行ったことがわかる書面	平成19年11月26日	文書が存在しないため	平成19年11月28日
		平成19年11月9日	特定高校の校長が私文書を学校の県費で購入した封筒を用い発送した件につき教育委員会が指導を行った事情の分かる書面	平成19年11月26日	教育委員会としては、請求者からの要求に応じ、公開請求で求められている件及びその関係について事実の確認を行い、必要に応じ指導を行うこととしている。しかし、本件については、現在調査中であり、校長から口頭により事情を聴いたことはあるが、文書による指示、指導あるいは処分は行っておらず、文書等は存在しない。したがって、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年11月28日
		平成19年11月9日	特定高校において発生した特定日の事案について現在提訴の準備中であるが、被告になりうる人物への発送文書につき、「学校へ送ればよい」旨の指示を校長に行わせた教職員課の事情が明確になった書面	平成19年11月26日	教育委員会としては、請求者からの要求に応じ、公開請求で求められている件及びその関係について事実の確認を行い、必要に応じ指導を行うこととしている。しかし、本件については、教育委員会は文書の発送について、校長に何ら指示をしていないため、文書は存在しない。したがって、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年11月28日
567	特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その164)	平成19年11月19日	特定高校の校長が特定年度において一教員を不適格と認定しようとし、失敗した件につき、一教員の個人情報保護に努めなかった行為に対する教育委員会が校長に指導もしくは処分をした事情が分かる書面	平成19年12月5日	教育委員会としては、請求者からの要求に応じ、公開請求で求められている件及びその関係について事実の確認を行い、必要に応じ指導を行うこととしている。しかし、本件については、現在調査中のこと校長から口頭により事情を聴いたことはあるが、文書による指導あるいは処分は行っておらず、文書は存在しない。したがって、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年12月11日
568	特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その165)	平成19年11月22日	特定高校の校長が一職員の分限「特定日をもって退職とさせたい」旨、高教組の委員長に対して明言した重大な個人情報保護条例違反につき、副校長が教育委員会へ提出した報告書	平成19年12月6日	教育委員会としては、請求者からの要求に応じ、公開請求で求められている件及びその関係について事実の確認を行い、必要に応じ指導を行うこととしている。しかし、本件については、現在調査中のこと校長から口頭により事情を聴いたことはあるが、文書による指導あるいは処分は行っておらず、文書は存在しない。したがって、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年12月12日

568	特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その165)	平成19年11月22日	特定高校の校長が職員の分限に関し何ら決定権を有しないのに、一教員の分限を行い、また分限行使を行おうとし、また著しい個人情報を明言したことに 関して教育委員会が指導及び処分した内容の分かる 書面	平成19年12月6日	教育委員会としては、請求者からの要求に応じ、公開請求で求められている件及びその関係について事実の確認を行い、必要に応じ指導を行うこととしている。しかし、本件については、現在調査中のこと校長から口頭により事情を聞いたことはあるが、文書による指導あるいは処分は行っておらず、文書は存在しない。したがって、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年12月12日
		平成19年11月22日	特定高校の校長が一教員を特定日をもって退職とさせたい旨の重大な個人情報を職員団体の委員長に対して発言を行った件につき、教育委員会が校長に対して行った指導及び処分の分かる書面	平成19年12月6日	教育委員会としては、請求者からの要求に応じ、公開請求で求められている件及びその関係について事実の確認を行い、必要に応じ指導を行うこととしている。しかし、本件については、現在調査中のこと校長から口頭により事情を聞いたことはあるが、文書による指導あるいは処分は行っておらず、文書は存在しない。したがって、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年12月12日
		平成19年11月22日	特定高校の校長が分限を用いる権限を有しないのに分限の行使を行ったことに対する校長もしくは副校長、事務長の教育委員会へ提出した報告書	平成19年12月6日	教育委員会としては、請求者からの要求に応じ、公開請求で求められている件及びその関係について事実の確認を行い、必要に応じ指導を行うこととしている。しかし、本件については、校長、副校長及び事務長から教育委員会に提出された文書はないため、文書は存在しない。したがって、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年12月12日

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成19年12月18日	○ 諮問受理（諮問第440号）
平成20年1月17日	○ 諮問受理（諮問第559号、諮問第561号及び第562号）
1月21日	○ 諮問受理（諮問第567号及び第568号）
2月7日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
3月7日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
4月1日	○ 不服申立人に非公開等理由説明書を送付
6月5日 (第76回部会)	○ 審議
8月19日 (第78回部会)	○ 審議
9月10日 (第79回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金子 正史	同志社大学教授	会長職務代理者
沢藤 達夫	弁護士（横浜弁護士会）	
鈴木 敏子	横浜国立大学教授	部 会 員
玉巻 弘光	東海大学教授	部 会 員
辻山 栄子	早稲田大学教授	
東 玲子	弁護士（横浜弁護士会）	部 会 員
堀部 政男	一橋大学名誉教授	会 長 (部会長を兼ねる)

(平成20年10月10日現在) (五十音順)